

○河北郡市広域事務組合職員安全衛生管理規程

制定 平成17年4月1日 訓令第2号  
令和2年4月1日 訓令第1号

(目的)

**第1条** この規程は、職員（非常勤職員を除く。）の安全及び健康の確保を図り、もって事務能率の向上に資するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(理事会の責務)

**第2条** 理事会は、職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の実現に必要な措置を講じなければならない。

(所属長の責務)

**第3条** 所属長は、所属職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

(職員の責務)

**第4条** 職員は、常に自ら健康の保持増進に努めるとともに、この規程に基づいて講じられる措置に誠実に従わなければならない。

(総括安全衛生管理者)

**第5条** 安全管理者及び衛生管理者を指揮し、次の業務を総括管理するため、総括安全衛生管理者を置く。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全衛生教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施、その他健康保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (6) 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (7) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するために必要なこと。

2 総括安全衛生管理者は、事務局長又はこれに準ずる者のうち理事会が指名した者をもって充てる。

(安全管理者)

**第6条** 法第11条第1項の規定に基づき、安全管理者を置く。

2 安全管理者は、当該事業場の任命権者が選任する。

3 安全管理者は、前条第1項各号の業務のうち、安全に係る技術的事項を管理する。

(衛生管理者)

**第7条** 法第12条第1項の規定に基づき、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、当該事業場の任命権者が選任する。

3 衛生管理者は、第5条第1項各号の業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理する。

(安全衛生推進者等)

**第8条** 安全衛生推進者及び衛生推進者を置くことができる。

- 2 安全衛生推進者及び衛生推進者は、当該事業場の任命権者が選任する。
- 3 安全衛生推進者は、第5条第1項各号の業務を担当する。
- 4 衛生推進者は、第5条第1項各号のうち、衛生に係る業務を担当する。  
(産業医)

**第9条** 法第13条の規定に基づき、産業医を置く。

- 2 産業医は、当該事業場の任命権者が選任する。
- 3 産業医は、次の業務を行う。
  - (1) 健康診断の実施、その他職員の健康管理に関すること。
  - (2) 健康教育、健康相談、その他職員の健康保持増進を図るための措置に関すること。
  - (3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
  - (4) 前各号に掲げる事項について、必要に応じて任命権者又は総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は安全管理者及び衛生管理者に対して指導し、若しくは助言すること。

(安全衛生委員会の設置)

**第10条** 次の事項を調査審議し、任命権者に意見を述べるため、職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (3) その他職員の安全衛生に関する重要事項

(委員会の組織)

**第11条** 委員会は、次の各号に掲げる者の委員をもって構成する。ただし、第1号の者である委員（以下「第1号の委員」という。）は、1人とする。

- (1) 総括安全衛生管理者
  - (2) 安全管理者及び衛生管理者のうちから理事会が指名する者
  - (3) 産業医
  - (4) 職員で、安全衛生に関し経験を有する者のうちから理事会が指名する者
- 2 理事会は、第1号の委員以外の委員の半数については、当該事業場の職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名するものとする。
  - 3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 委員に欠員を生じたときは、14日以内に補充する。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

**第12条** 委員会の委員長は、第1号の委員をもって充てるものとし、委員長は、会務を総理し会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上の者から請求があるときは、委員長が招集する。
- 3 委員会は、災害原因の調査その他必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(委員会の運営)

**第13条** 第10条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(安全衛生教育)

**第14条** 任命権者は、職員に対し安全及び衛生のための教育を行わなければならない

い。

- 2 任命権者は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるようにしなければならない。

(健康診断の実施)

**第15条** 総括安全衛生管理者は、次の健康診断を実施する。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 定期健康診断
- (3) その他健康管理上必要と認める健康診断

- 2 定期健康診断は、毎年1回以上実施する。

- 3 健康診断の受診対象者、検査項目その他健康診断の実施について必要な事項は、総括安全衛生管理者が別に定める。

(受診義務)

**第16条** 職員は、指定された期日及び場所において、指定された健康診断（希望者に対するものを除く。）を受けなければならない。ただし、総括安全衛生管理者が当該健康診断の受診を免除することが適当であると認めた場合は、この限りでない。

- 2 職員のうち疾病その他やむを得ない事由により前項の健康診断を受けることができなかった者は、別に指定して実施する健康診断を受けなければならない。

(健康診断の結果報告等)

**第17条** 総括安全衛生管理者は、健康診断の結果についての記録を作成し、必要な資料を添えて当該職員の任命権者に提出しなければならない。

- 2 任命権者は、健康診断の結果を当該職員に通知するものとする。

(長時間勤務職員等の面接指導)

**第18条** 統括安全衛生管理者は、次に掲げる職員に対し、法第66条の8第1項の規定により産業医による面接指導（以下「面接指導」という。）を行うものとする。

- (1) 時間外勤務が1箇月について100時間以上の職員又は1箇月平均で80時間を超える職員（1月以内に面接指導を受けた職員その他これに準ずる職員（時間外勤務が1箇月について100時間以上の職員を除く。）であって、当該面接指導を受ける必要がないと産業医が認めたものを除く。）

- (2) 時間外勤務が1箇月について80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる職員であって、面接指導を受けることを希望する旨の申出をしたもの（1月以内に面接指導を受ける必要がないと産業医が認めたものを除く。）

- 2 総括安全衛生管理者は、面接指導が適切に実施されるよう、あらかじめ当該職員に関する勤務時間、業務の内容及び業務の負荷の状況等の勤務の状況並びに職場環境等に関する情報を、産業医に対し提供するものとする。

- 3 産業医は、面接指導を行うに当たっては、職員に対し、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- (1) 当該職員の勤務の状況
- (2) 当該職員の疲労の蓄積の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該職員の心身の状況

(他の医師による面接指導)

**第19条** 職員は、他の医師による面接指導を受けることにより、前条に規定する産

業医による面接指導に替えることができる。

- 2 前項の規定により、他の医師による面接指導を受けた場合は、その結果を証明する書面を所属長及び総括安全衛生管理者を経由し、任命権者に提出しなければならない。

(面接指導の結果及び事後措置)

**第19条の2** 総括安全衛生管理者は、産業医が面接指導を実施した後、就業上の措置(以下「事後措置」という。)の必要性の有無、講ずべき事後措置の内容その他面接指導の結果に係る事項について、遅滞なく産業医の意見を聴くものとする。

- 2 総括安全衛生管理者は、前項の規定により事後措置を要する意見が出され、当該事後措置を実施しようとするときは、あらかじめ当該職員に対し、当該事後措置の内容、理由等について説明を行うとともに、当該職員の意見を聴くものとする。

- 3 総括安全衛生管理者は、必要に応じ、当該職員の職場の所属長に事後措置を講じさせるものとする。

(面接指導の結果に係る記録の作成及び保存)

**第19条の3** 総括安全衛生管理者は、面接指導の結果に係る記録を作成して、これを5年間保存するものとする。

(心理的な負担の程度を把握するための検査)

**第20条** 法第66条の10第1項の規定に基づき、心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)を年1回実施する。

- 2 ストレスチェックは、省令第52条の9に定めるところにより、産業医等が実施する。ただし、特別な事情がある場合においては、他の機関に委託して実施することができる。

- 3 ストレスチェックの受診対象者、検査の実施について必要な事項は、理事会が別に定める。

(検査結果の通知)

**第21条** 任命権者は、ストレスチェックを受けた職員に対し、当該検査を行った産業医等から当該検査結果を通知するものとする。

(面接指導の実施)

**第22条** 省令第52条の16の規定に基づき、ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い者と認められた職員からの申出により、産業医による面接指導を行う。

- 2 総括安全衛生管理者は、面接指導が適切に実施されるよう、あらかじめ当該職員に係る勤務日及び勤務時間、深夜勤務(午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。)の回数及び時間数、業務の内容並びに業務の負荷の状況等の勤務の状況並びに職場環境等に関する情報を、産業医に対し提供するものとする。

(準用)

**第23条** 面接指導の結果及び事後措置については、第19条の2及び第19条の3の規定を準用する。この場合において、第19条の3中「面接指導」とあるのは、「検査及び面接指導」と読み替えるものとする。

(心身の状態に関する情報の取扱い)

**第24条** 職員の心身の状態に関する情報の取扱いについては、理事会が別に定める。  
(秘密の保持)

**第25条** 職員の健康管理業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なしに他に漏らしてはならない。

(会計年度任用職員等への準用)

**第26条** 第1条の規定に関わらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の安全及び健康の確保については、職員に準じて取り扱うものとする。

(その他)

**第27条** この規程に定めるもののほか、職員の安全衛生管理について必要な事項は、理事会が定める。

#### **附 則**

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(河北郡市広域事務組合職員安全衛生委員会規程の廃止)

2 河北郡市広域事務組合職員安全衛生委員会規程（平成16年河北郡市広域事務組合訓令第2号）は、廃止する。

**附 則**（令和2年4月1日訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。